

要 旨

特集：原子力と再生可能エネルギーをめぐる動き

【韓国】 韓国における新しい原子力安全委員会

韓国ではこれまで、我が国の文部科学省に相当する教育科学技術部が、原子力安全規制と原子力振興（研究開発）の両方を担っていたが、2011年3月11日に発生した福島原発事故を契機として、独立した原子力安全規制機関の設置に向けた議論が大きく進展した。2011年7月、「原子力安全委員会の設置及び運営に関する法律」が公布され、同年10月に教育科学技術部から独立した新しい原子力安全委員会が発足した。本稿では、同法制定の経緯及び新原子力安全委員会の概要を紹介し、末尾に同法の全訳を付す。

【EU】 使用済燃料及び放射性廃棄物管理に関する欧州原子力共同体の枠組み指令

欧州連合（EU）は、2011年8月、将来の世代に不当な負担を生じさせないために、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の枠組みを整備する指令を施行した。各加盟国は、2015年8月までに、当該物質の安全性を確保する具体的要件を国家計画として策定する。これは長年の経緯を経てようやく結実したものであり、その当初案からは内容が後退したとはいえ、法的拘束力を有する指令が成立した意義は大きい。本稿では、特に注目課題である高レベル放射性廃棄物等の最終処分の進捗を概観し、EUと欧州原子力共同体の関係について触れ、この指令制定の経緯を紹介し、この指令の内容を概説し、訳出して末尾に付す。

【ロシア】 ロシアの放射性廃棄物管理制度—放射性廃棄物管理法を中心に—

ロシアは原子力発電の推進を国家的な政策として打ち出しており、これに伴って放射性廃棄物の増加が予想される。これに対して新たな使用済燃料再処理施設や高レベル放射性廃棄物最終処分場の2015年以降の稼働等、放射性廃棄物処理能力の充実を目指している。このような中で、2011年7月、放射性廃棄物の管理について包括的に規定したロシアで初めての法律（放射性廃棄物管理法）が制定された。同法は放射性廃棄物の埋設処分を推進するために、その実施主体である国家事業者の要件や、埋設処分費用を賄うための特別基金の設置などを定めたものである。また、外国からの使用済燃料の受入も引き続き認められている。

【中国】 中国における放射性廃棄物の管理

中国では、原子力技術は当初軍事目的で開発・利用されていたが、その後の民需転換方針の下に、1980年代に原子力発電所の建設が開始された。同時に放射性廃棄物の貯蔵、処分等の管理についての研究も進められ、関連する政策、計画及び法規が定められるようになった。2003年に制定された放射能汚染防止及び処理法は、放射性廃棄物の管理に関する原則を定め、それに基づいて制定された放射性廃棄物安全管理条例が2012年3月1日に施行された。本稿では、中国における放射性廃棄物の管理の状況、高レベル放射性廃棄物処分の研究、同法の関連規定、同条例の概要等を紹介し、併せて同条例を訳出する。

【ドイツ】 ドイツの2012年再生可能エネルギー法

ドイツでは、2011年夏の原子力法改正により、2022年に脱原発を完了することが決定された。それに伴い、再生可能エネルギーによる発電を一層促進することが重要な政策課題となっている。2000年に制定された再生可能エネルギー法により、2011年の総発電量中に占める再生可能エネルギーの割合は、20%に達した。その一方、再生可能エネルギーによる電力供給が増えるにつれて消費者負担が増大することが懸念されている。このような事情を受けて2011年に再生可能エネルギー法が改正され、改正法は2012年1月1日から施行されている。今回の改正では補償金額の見直しが行われ、再生可能エネルギーによる電力市場に統合していくこと、さらに、需要に応じた再生可能エネルギーによる電力供給を増やすことを目的とした改正が行われた。本稿では、2012年再生可能エネルギー法の概要を紹介し、末尾に翻訳を付す。

主要立法 (翻訳・解説)

【アメリカ】 アメリカの情報機関と連邦議会の監視機能の強化—2010年度以降の情報機関授権法—

2005年度以来初となる2010年度情報機関授権法が成立した。この法律の審議では、これまで長年課題とされてきた連邦議会による行政監視のあり方、特に情報機関への会計検査院の関与と連邦議会への秘密活動の通知範囲が大きな論点となった。最終的に会計検査院への情報機関からの情報提供に関する指令を制定する規定が盛り込まれ、秘密活動の通知範囲の拡大は見送られたが、通知の要件に関する改正が行われた。

【アメリカ】 アメリカの州におけるいじめ対策法制定の動向

連邦制国家であるアメリカでは、初等中等教育は、州の専管事項とされている。2000年以降急増した州におけるいじめ対策法の制定は、2011年12月末の時点で48州にまで広がっている。連邦政府もこれまで以上に、学校におけるいじめ問題に取り組む姿勢を見せ始めており、連邦教育省は「州のいじめ対策法及び指針の分析」という報告書を作成し、2011年12月に発表した。同報告書は、連邦教育省が各州で成立したいじめ対策法中の主要な11の要素を抽出し、それが各州法中、どの程度の範囲に規定されているかについて調査し、定量的分析を行っている。本稿では、同報告書の内容を紹介し、州のいじめ対策法とその運用の仕組みについてまとめ、最も広範な規定を有するニュージャージー州のいじめ対策法を翻訳する。

【イギリス】 イギリスの2010年憲法改革及び統治法(2) —条約の批准—

従来、イギリスにおける条約締結権は、国王大権に属し、国王が政治に直接関与しない現代においては、行政府が実質的に単独で条約の締結に当たってきた。そのような中で、「ポンソンビー・ルール」と呼ばれる憲法慣習が条約の締結に対する議会の関与を保障してきたが、その実効性は必ずしも十分ではなかった。近年、行政府の権限を制限してその説明責任の強化を図る憲法改革の潮流の中で、2010年憲法改革及び統治法第2章は、ポンソンビー・ルールを成文化して強化し、条約の締結について議会が原則として事前に審議できることを定めた。

【フランス】 フランスにおける電子書籍の価格規制—電子書籍と再販制度について—

2011年5月26日、電子書籍の価格を規制する法律が制定された。今後、フランス国内において電子書籍を発行する者は、電子書籍の価格を定める義務を負う。また、小売業者は、フランス国内向けに電子書籍を販売する場合、発行者が定めた価格に従わなければならない。本稿では、同法の概要を解説し、末尾に翻訳を付す。

【ドイツ】 ドイツにおける介護休業制度の拡充—家族介護時間法の制定—

日本と同様にドイツでも、増加する高齢者に対して必要となる介護サービスを今後いかに提供していくかが大きな政策課題となっている。ドイツの介護保険は、在宅介護を施設介護に優先させることを原則とし、要介護者が慣れ親しんだ家庭的環境でできるだけ長く過ごすことができるよう家庭での介護に対して様々な支援を行ってきた。しかし、女性の就業率が上昇し、さらに上昇が求められていることから、家庭での介護の担い手としての役割を従来どおり期待することは次第に困難となっている。このような状況のなかで、職業生活を続けながら介護を行う就業者を支援するための家族介護時間法が2011年12月に制定された。本稿では、立法の背景と概要を紹介し、末尾に同法の邦訳を付す。